

# これから高額な療養を受けるとき

医療機関で支払う1カ月分の医療費は一定の金額（自己負担限度額）までとなります。また、市民税非課税世帯の人は入院時の食事代が軽減されます。

☎ 保険課 ☎ 9159・9160

## マイナ保険証の登録がある人

医療機関でマイナ保険証を提示してください。申請は不要です。  
※マイナ保険証未対応の医療機関は除く

## マイナ保険証の登録がない人

交付の条件	◆ 国民健康保険の場合	◆ 後期高齢者医療保険の場合
申請に必要なもの	次のいずれかに該当する人は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。 ・70歳未満の加入者 ・70歳～74歳の市民税非課税世帯の加入者 ・70歳～74歳の市民税課税世帯の加入者で、医療機関での負担割合が3割の人（※） （※）一部、交付が必要ない人もいます。詳しくは問い合わせください	資格確認書に自己負担額の所得区分を記載する申請をしてください。
	・資格確認書 ・本人確認できるもの（マイナンバーカードなど）	

## 市民税非課税世帯

長期入院に該当する場合、申請により、さらに食事代が減額されます。  
※マイナ保険証の登録がある人でも申請が必要です  
※長期入院とは、申請する月以前12月以内の入院日数の合計が91日以上入院のこと  
※すでに最大まで減額されている人は適用されません

申請に必要なもの

- ・資格確認書
- ・本人確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ・領収書や入院期間証明書など入院日数を確認できるもの
- ※限度額適用・標準負担額減額認定証（後期高齢者医療制度の場合は資格確認書）を持っている人は提出してください

各申請は、市役所1階保険課、各支所担当窓口まで。



詳しくは、市ホームページを確認してください

## こんな時に便利！マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去の薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、活用してください！

マイナ保険証の登録を希望する人 医療機関などにある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。  
※マイナポータルなどでも登録できます



# 健康保険・福祉医療の証が更新されます

健康保険・福祉医療の証には有効期限があります。8月1日(土)に更新日を迎えるので、持っている証の更新手続きなどをご確認ください。

## 健康保険に関して

8月1日(土)以降に医療機関などを受診する場合は、マイナ保険証または新しく届いた資格確認書などを使用してください。送付する証は次の表のとおりです。  
※表中の年齢は令和8年8月1日時点を基準としたものです  
※全て普通郵便で送付します  
※同じ世帯の人であっても、証の種類などにより到着日が異なります  
※資格情報のお知らせだけでは病院などを受診できません

### ●国民健康保険 ☎ 保険課 ☎ 9159

対象者	証の種類（色）	更新手続き	送付のことなど
マイナ保険証の登録をしている被保険者	資格情報のお知らせ（A4版白色）	不要	70歳以上の被保険者には、7月末までに1人につき1通、世帯主宛に黄緑色の封筒で送付 ※70歳以上の人には、自己負担割合（2割・3割）を記載しており、有効期限があります ※70歳未満の人は有効期限がなく、継続利用の人には何も届きません（引き続きマイナ保険証を利用してください）
マイナ保険証の登録をしていない被保険者	資格確認書（橙色）	不要	7月末までに同じ世帯の人の資格確認書をまとめて世帯主宛に水色の封筒で送付
	特定疾病療養受療証（水色）	不要	7月末までに世帯主宛にピンク色の封筒で送付 ※70歳～74歳の人には、現在持っている証を引き続き利用できます
	限度額適用認定証（橙色）	要	必要な人は7月1日(土)以降に申請してください。郵便や市公式LINEでも申請ができます。詳しくは、市ホームページまたは9ページの「これから高額な療養を受けるとき」を確認してください。
	限度額適用・標準負担額減額認定証（緑色）	要	



市ホームページ▲

### ●後期高齢者医療 ☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178

対象者	証の種類（色）	更新手続き	送付のことなど
85歳以上の被保険者			
84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用していない被保険者	資格確認書（紫色）	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から黄色の封筒で送付
84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用している被保険者（※）	資格情報のお知らせ（A4版白色）	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から黄色の封筒で送付 ※マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請により資格確認書の交付を受けることができます

（※）過去1年間で6回以上かつ概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している人

## 福祉医療に関して

送付する証は次のとおりです。

受給者証の種類	証の色	更新手続き	手続きの方法	問い合わせ
重度心身障害者医療（身体・知的）	橙色	原則不要	更新手続きが必要となる人には、通知を送付しています。（令和8年1月1日時点で、廿日市市に住民票のなかった人が申請者本人または世帯主の場合や、所得が未申告となっている場合など）	障害福祉課 ☎ 9186
重度心身障害者医療（精神）	白色			
ひとり親家庭等医療	青色	要	現在受給している人には、5月下旬に更新申請の通知を送付しています。 <b>手続きに必要なもの</b> ①郵送した申請書（必要事項を記入） ②児童扶養手当証書または遺族年金証書など ③受給対象者全員分の健康保険資格確認書など	こども課 ☎ 9153